

***** ◇◆ 目次 ◆◆ *****

- 1 ご注意！健康食品のトラブル
- 2 機能性表示食品制度がスタートします
- 3 アイネスからのお知らせ

■ ご注意！健康食品のトラブル

昨年まで多かった、高齢者を狙った健康食品の送り付けや、無料と思って飲んだ試供品が有料だった等の相談は少なくなっていますが、定期購入を申し込んでないのに勝手に送られてきたなどの相談は相変わらず続いています。

〈事例1〉初回のみ格安の健康食品

テレビ広告や新聞の折り込みチラシでよく目にするのが、健康食品の初回限定の格安価格です。

このような格安商品の申し込みの中には、その後の継続購入の申し込みとセットになっており、その後継続して通常価格の商品が送られてくることがあります。初回のみ申し込んだつもりで購入者は、勝手に送られてきたとして、請求を無視してトラブルになります。

また、一度申し込んだら、その後電話勧誘が頻繁にあるという相談もあります。

【アドバイス】

- 購入の申し込みの際は、本当に必要なものをよく考えて判断しましょう。
- パンフレットや商品に同封されている説明書をよく読みましょう。
- お困りの際は、市町村やアイネスにご相談下さい。

〈事例2〉有料だった！健康食品の試供品

無料の試供品だと思って飲んだのに、実際は有料だったとの相談も寄せられています。

健康食品の試供品を送ると電話があり、無料だと思って承諾したら、その後に代金を請求されるものです。

【アドバイス】

- 業者が「試供品」「お試し」「サンプル」などと言うことで、消費者に無料だと思い込ませるケースがあります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。
- 試供品の勧誘があった際は、本当に必要なものをよく考えて判断しましょう。
- 試供品が無料でも、その後、商品購入の勧誘が続くこともあります。

■ 機能性表示食品制度がスタートします

その食品を食べることで、体にどのように働いて、どのように影響を与えるかを表示でき

る機能性の表示は、これまで栄養機能食品と特定保健用食品（トクホ）の表示が認められていましたが、この4月から新たな制度が追加されます。機能性表示食品制度です。

〈1〉これまでの機能性の表示制度

- ◆ 「**栄養機能食品**」と、「**特定保健用食品（トクホ）**」の表示制度が設けられています。
- ◆ 「**栄養機能食品**」は、国が定める栄養成分を一定量含むもので、現在はビタミン12種類とミネラル5種類について表示できます。
（表示例…カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です）
- ◆ 「**特定保健用食品（トクホ）**」は健康の維持増進などの目的のために使う食品で、製品ごとに有効性と安全性を国が審査・許可したものです。
（表示例…おなかの調子を整える食品、血液が高めの方に適する食品）

〈2〉機能性表示食品制度

4月から追加される機能性表示食品制度の概要は、次のとおりです。

- ◆ **一定の科学的根拠があれば、製造者等の責任で、体のどこの部位に、どう機能するのかの機能性が表示可能**
- ◆ **加工食品やサプリメントに加えて、野菜や魚などの生鮮食品にも表示が可能**
…機能性関与成分が特定できて、効果的な量を食べることが可能なことが前提
- ◆ **アルコールを含む飲料や、塩分・糖分を過剰摂取させる食品は対象外**
- ◆ **原則として健康な人を対象（未成年、妊産婦、授乳婦は対象外）**
- ◆ **医薬品のような効能効果や、疾病の治療・予防の表現はできない。**
- ◆ **安全性・機能性の科学的根拠を、消費者にわかりやすい形で公開**
- ◆ **事業者は販売の60日前までに消費者庁に届出**
…届出の内容は、販売前に消費者庁のホームページで公開

【アドバイス】

- テレビや新聞で毎日のように目にする健康食品ですが、健康食品の服用が原因で体調を崩したり、治療が必要にもかかわらず健康食品に頼って病気を悪化させるなどの事例も報告されています。
- **栄養機能食品やトクホも含め健康食品は、「やせる」、「病気が治る」などの効能や効果を宣伝・表示することは、法律で禁止されています。**
- 健康食品は、病気を治すものではなく、あくまで健康の維持・増進のためのものです。健康維持はバランスのとれた食生活や健康的な生活習慣が基本です。サプリメントに不摂生を帳消しするだけの力はありません。
- 独立行政法人国立・健康栄養研究所ではホームページで、健康食品の安全性・有効性情報を提供し、消費者に注意喚起しています。
- ヒアルロン酸やコラーゲンなど、同ホームページの「素材情報データベース」で検索できます。

★ 独立行政法人 国立健康・栄養研究所 … <https://hfnet.nih.go.jp/>

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るすることができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインの利用により、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口
に自動的につながり、市内料金で相談できます。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：0570-064-370** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話：**097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
 - ・ 相談電話：**097-536-5000**
-

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、
下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → iness.csm@pref.oita.jp （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)2038 FAX：097(534)0684

ホームページ：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail：a13040@pref.oita.lg.jp
